~2023年9月30日 2023年10月1日~	IP通信網サービス契約約款 共通編	【現改比較表】 2023年10月1日時点
	~2023年9月30日	

▲ I P通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号)	▲ I P通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号)
実施 平成11年7月1日	実施 平成11年7月1日
附 則 (令和5年3月26日 CNS1サ第01041217号) (実施期日) 1 (略) (経過措置) 2~3 (略) 4 3 Gプランに係る通信方式による区別の変更については、標準 <u>コース</u> の共通認証プランの場合であって、3 Gプランから L T Eプランへの変更又は3 Gプランから 5 Gプランへの変更となるときに限り、変更を請求することができます。 5 (略)	附 則 (令和 5 年 3 月 2 6 日 C N S 1 サ第 0 1 0 4 1 2 1 7 号) (実施期日) 1 (略) (経過措置) 2~3 (略) 4 3 Gプランに係る通信方式による区別の変更については、標準プランの共通認証プランの場合であって、3 Gプランから L T Eプランへの変更又は3 Gプランから 5 Gプランへの変更となるときに限り、変更を請求することができます。 5 (略)
	附 則 (令和5年9月28日 CNS1サ第000400002962-01号) (実施期日) 1
	に係るものに限ります。)であって次表の左欄に掲げるものは、この改正規定実施の日において、同表の右欄に掲げるものとみなして取り扱います。この場合、右欄の契約に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別及びアクセス回線の細目等による区別(次表に掲げるものを除きます。)については、左欄の契約に係るそれらの区別に相当するものとします。 「標準コースに係るもの」

IP通信網サービス契約約款 共通編	【現改比較表】 2023年10月1日時点
~2023年9月30日	2023年10月1日~
	3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (その他) 4 CNS1サ第01041217号(令和5年3月26日)の附則4における、「標準コース」を「標準プラン」に改めます。